別表第二（第八十三条関係）

記載すべき事項		貯留等工作物等の種類	貯留事業場等
一般記載事項	設備別記載事項（届出に係る工事の内容に関係のあるものに限る。）		
1　貯留事業場等の名称及び位置（都道府県、郡市区町村字を記載すること。）			
2　坑井の予定深度			
3　掘削方式			
4　海域においては、掘削する場合にあっては掘削予定地点における水深及び海底構造を示す図面			
1　坑井及びその附属設備の構造図			
2　腐食対策に関する説明書			
3　耐圧能力に関する証明書			
4　最大坑口圧力の計算書			
鉱山保安法施行規則第一条第二項第二十三号に規定する掘削パージを用いて掘削する場合にあっては、船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第九条第一項に規定する船舶検査証書その他の船舶に関する事項を証する書類の写し			
1　やぐら及びその附属設備の構造図（これらの配置の状況が明らかとなるように図示すること。）			
2　基礎に関する説明書及び基礎の状況を明示した図面			
3　強度計算書			
4　やぐらの倒壊防止に関する説明書			
1　巻揚機及びその附属設備の構造図（これらの配置の状況が明らかとなるように図示すること。）			
2　巻揚用ロープの強度計算書			
3　巻揚用ロープの腐食防止に関する説明書			
4　巻揚機の吊り上げ荷重その他の荷重を測定するための装置の構造図			
5　巻揚機のブレーキ及び巻揚機の動力の非常遮断装置に関する説明書			
1　トラベリングブロック等の構造図（これらの配置の状況が明らかとなるように図示すること。）			
1　貯留事業場等の位置を明示した縮尺二万五千分の一以上の地形図			
2　主要な設備の配置の状況を明示した図面			
3　陸域においては、掘削する場合にあっては、坑井と住宅、学校、病院その他の施設との距離を示す図面			
1　設置		一　坑井	
2　位置の変更			
3　改造であって、次に掲げるもの			
(1)　型式の変更を伴うもの			
(2)　常用の圧力の変更を伴うもの			
(3)　耐圧部分の強度の変更を伴うもの			
(4)　安全装置の種類又は取付箇所の変更を伴うもの			
4　取替え			
5　廃止			
1　設置		二　掘削用機械	
2　改造であって、次に掲げるもの			
(1)　最大火薬類存置量の変更を伴うもの			
(2)　建物の構造の変更を伴うもの			
(3)　建物の屋根の外面又は建物の内面（床面を含む。）に使用する材料の変更を伴うもの			
(4)　盗難又は火災を防止するための措置の変更を伴うもの			
(5)　暖房設備又は照明設備の設置又は変更を伴うもの			
(6)　境界柵に係るもの			
(7)　定員の変更を伴うもの			
3　取替え			
1　設置		（一）　やぐら	
2　位置の変更			
3　改造であって、次に掲げるもの			
(1)　型式の変更を伴うもの			
(2)　常用の圧力の変更を伴うもの			
(3)　耐圧部分の強度の変更を伴うもの			
(4)　安全装置の種類又は取付箇所の変更を伴うもの			
4　取替え			
5　廃止			
1　設置		（二）　巻揚機	
2　位置の変更			
3　改造であって、次に掲げるもの			
(1)　型式の変更を伴うもの			
(2)　常用の圧力の変更を伴うもの			
(3)　耐圧部分の強度の変更を伴うもの			
(4)　安全装置の種類又は取付箇所の変更を伴うもの			
4　取替え			
5　廃止			
1　設置		（三）　トラベリングブロック等	
2　位置の変更			
3　改造であって、次に掲げるもの			
(1)　型式の変更を伴うもの			
(2)　常用の圧力の変更を伴うもの			
(3)　耐圧部分の強度の変更を伴うもの			
(4)　安全装置の種類又は取付箇所の変更を伴うもの			
4　取替え			
5　廃止			
1　設置			
2　位置の変更			
3　改造であって、次に掲げるもの			
(1)　型式の変更を伴うもの			
(2)　常用の圧力の変更を伴うもの			
(3)　耐圧部分の強度の変更を伴うもの			
(4)　安全装置の種類又は取付箇所の変更を伴うもの			
4　取替え			
5　廃止			
1　設置			
2　位置の変更			
3　改造であって、次に掲げるもの			
(1)　型式の変更を伴うもの			
(2)　常用の圧力の変更を伴うもの			
(3)　耐圧部分の強度の変更を伴うもの			
(4)　安全装置の種類又は取付箇所の変更を伴うもの			
4　取替え			
5　廃止			
1　設置			
2　位置の変更			
3　改造であって、次に掲げるもの			
(1)　型式の変更を伴うもの			
(2)　常用の圧力の変更を伴うもの			
(3)　耐圧部分の強度の変更を伴うもの			
(4)　安全装置の種類又は取付箇所の変更を伴うもの			
4　取替え			
5　廃止			
1　設置			
2　位置の変更			
3　改造であって、次に掲げるもの			
(1)　型式の変更を伴うもの			
(2)　常用の圧力の変更を伴うもの			
(3)　耐圧部分の強度の変更を伴うもの			
(4)　安全装置の種類又は取付箇所の変更を伴うもの			
4　取替え			
5　廃止			
（五）　高圧ガス製造設備（泥水循環設備又は噴出防止設備に係るものを除く。）の設置又は変更の工事			
（六）　火薬類取扱所（最大火薬類存置量が二十五キログラム以上のものに限る。別表第二において同じ。）の設置又は変更の工事			